

「議会改革に向けて継続して検討を進める事項」の進捗状況

1. 常任委員会の審査・調査活動の推進（平成 27 年 8 月 17 日 議会運営委員会決定事項）
 - ア 常任委員会は、町長に対して政策提案・提言を行うための調査・研究テーマを設定する。
 - イ 調査・研究テーマの調査等期間は、常任委員の任期である 2 年間とする。
 - ウ 調査・研究テーマに基づく政策提案等は、常任委員の任期満了 1 箇月前までに行う。
 - エ 常任委員会の政策提案等は、常任委員会が議員全員協議会に報告し、議員全員協議会で了承を得た後に町長に対し行う。
 - オ 常任委員会の視察研修は、常任委員会の調査・研究テーマに基づき実施する。
 - カ 常任委員会は調査・研究テーマに基づく一般会議の開催を推進する。

○総務建設常任委員会

【調査研究テーマ】公共施設の再配置等

【視 察 研 修】

平成 28 年 1 月 27 日 徳島県阿南市（エコパーク阿南）・徳島市（有丸浅苑）

平成 28 年 1 月 28 日 徳島県板野郡松茂町（株マルハ物産）

平成 28 年 10 月 12 日 愛媛県八幡浜市（八幡浜みなと・濱田農園）

平成 28 年 10 月 13 日 愛媛県西宇和郡伊方町（株ニューズ）・喜多郡内子町（株内子フレッシュパークからり）

○福祉文教常任委員会

【調査研究テーマ】少子高齢化社会に対する福祉教育行政

【視 察 研 修】

平成 28 年 1 月 25 日 愛知県東郷町

平成 28 年 1 月 26 日 愛知県豊明市

平成 28 年 10 月 20 日 北海道上川郡剣淵町

平成 28 年 10 月 21 日 北海道旭川市・上川郡東川町

2. 議会の本会議における議案審議の質疑方式（平成 28 年 2 月 9 日 議会運営委員会決定事項）
 - ア 本会議における議案審議の質疑方式は、議会基本条例第 6 条第 1 項の規定を準用し、議案の論点及び争点を明確にし、町民に分かりやすい質疑とするために「一問一答方式」とする。
 - イ 議案審議における「一問一答方式」については、本会議における審議時間を考慮して、1 回の議員質疑は 3 問以内、1 問の質疑を原則として 3 回以内とし、質問時間は 20 分以内とする。
 - ウ 質疑に入る際には、必ず質問数を述べてから、1 問目の質疑に入る。

実施中

3. 一般会議の推進（平成 28 年 2 月 9 日 議会運営委員会決定事項）

団体等からの申出による一般会議を開催するほか、議会及び各常任委員会等から団体等への開催申出による一般会議開催の推進を図る。

平成 28 年 5 月 18 日開催

「社会福祉法人 おおいそ福祉会 かたつむりの家」利用者の家族有志

4. 議会報告会の推進 (平成 28 年 2 月 9 日 議会運営委員会決定事項)

議会報告会については、パワーポイントを用いた説明を行うなど議論の経過や結果をわかりやすく伝える。また、少人数に分かれての意見交換を行うなど、今後も、多くの方に参加してもらえよう、魅力ある議会報告会を推進する。なお、手話通訳の導入については、引き続き検討を行う。

平成 27 年 11 月 15 日	平成 27 年度予算のおもな審査内容・介護保険条例の改正・意見交換
第 1 回 国府支所	19 名 ・ 第 2 回 保健センター 18 名
平成 28 年 5 月 14 日	平成 26 年度決算のおもな審査内容・少人数に分かれての意見交換
第 1 回 国府支所	26 名 ・ 第 2 回 保健センター 18 名
平成 28 年 11 月 13 日	平成 28 年度予算のおもな審査内容・少人数に分かれて意見交換
第 1 回 国府支所	15 名 ・ 第 2 回 保健センター 14 名 ※手話通訳者を配置

5. 議会における自由討議の推進 (平成 28 年 2 月 9 日 議会運営委員会決定事項)

自由討議は合意をつくりだす議論の場であり、問題点を多角的・複眼的に見ることができるところから自由討議を推進する。

ア 自由討議を推進する具体的な手続きとして、常任委員会、特別委員会において審査、決定する事項について、討論の前に自由討議による十分な討議を通じて、合意形成のための議論を進める。

イ 常任委員会(協議会)においては、政策立案、政策提言等に向けた調査・研究テーマの決定のための積極的な自由討議を行う。

常任委員会・特別常任委員会において、実施中

6. 通年議会の継続した検討 (平成 28 年 2 月 9 日 議会運営委員会決定事項)

ア 平成 24 年 4 月に作成した「議会基本条例の進行管理に関する項目と進め方」では通年議会については、現時点で導入効果を明確に判断できないため、引き続き検討を進めるとしている。

イ 現在、常任委員会及び同協議会が頻繁に開催される状況にあり、審査・調査事項の継続した審査の必要性という点で、通年議会の必要性を検討する。

ウ 議会定例会における予算・決算審査の準備、議会定例会の会期による委員会活動、議員活動の制約等の改善を図り、効果的、効率的な議会運営を推進するため、通年議会の必要性を検討の上、結論を出す。

7. 予算・決算特別委員会の審査における事務事業評価の活用 (平成 28 年 2 月 9 日 議会運営委員会決定事項)

ア 執行者側が作成する事務事業評価について、予算・決算特別委員会審査の参考資料として活用する。

イ 常任委員会は所管する事務事業評価の中から、参考資料とする事務事業の抽出を行い、議会運営委員会及び議員全員協議会で協議の上、予算・決算特別委員会審査の参考資料とする事務事業を決める。

ウ 決算審査における事務事業に対する議会の意見について、必要と認めるときは新年度予算に反映されるよう意見をまとめて執行者側に送付する。

エ 予算及び決算の一体的な審査・調査の充実を図る点から、事前に事務事業評価等の十分な審査・

調査を行うため、予算・決算特別委員会の設置時期等や常任委員会化などについても調査・研究する。

平成 27 年度決算特別委員会にて、「観光振興対策事業」について事務事業評価を実施
平成 28 年 9 月 30 日 決算審査における事務事業評価の結果について、評価結果を踏まえ、平成 29 年度予算を検証するよう町長へ通知

8. 議会における議員研修及び政策研究の充実 (平成 28 年 2 月 9 日 議会運営委員会決定事項)

ア 議会基本条例第 13 条第 1 項の規定に基づき実施する議会内部の議員研修及び政策研究(以下「研修等」という。)は、議員の政策形成能力向上のための研修と常任委員会の調査・研究テーマに基づく政策提言等のための研修とする。

イ 研修等の実施については、議会運営委員会で研修等テーマ、実施時期、講師等を決め、議員全員協議会に提案の上、決定する。その他、研修等に関する詳細事項については、議長と常任委員会委員長又は議会運営委員会委員長が議会事務局と調整を行う。

平成 28 年 3 月 22 日 議員研修会を実施 「新たな公共資産経営の確立に向けて」
平成 29 年 1 月 11 日 議員研修会を実施 「事例から見る地方議会におけるタブレットの有効性」

9. 「政務活動費の手引き」の見直し (平成 28 年 2 月 9 日 議会運営委員会決定事項)

本町議会では、平成 14 年 4 月に大磯町議会政務調査費の交付に関する条例を施行し、以来、適正な運営に努めてきた。また、政務活動費については、大磯町議会基本条例第 11 条において、議員は、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究を行うとともに、政務活動費の使途基準に従い、これを適正に執行し、常に町民に対して使途の説明責任を負うものとしていることから、議員のための運用指針をまとめた「政務活動費の手引き(平成 27 年 1 月)」を策定した。今後とも、町民の理解が得られるよう、制度の透明性確保に留意しつつ、社会情勢の変化にも対応できるよう、適宜見直しを行う。

平成 29 年 2 月 9 日 議会運営委員会にて協議、決定 「政務活動費の手引き」を改正
継続して見直しを実施中

10. 議会運営申し合わせ事項等の整理 (平成 28 年 2 月 9 日 議会運営委員会決定事項)

議会運営委員会等で決定した議会運営の申し合わせ事項等については、議会運営等の円滑化を図るため、議員に分かりやすい申し合わせ事項として整理を行う。

平成 28 年 3 月 16 日、4 月 15 日、5 月 16 日、議会運営委員会にて協議
平成 28 年 7 月 13 日 議会運営委員会にて「大磯町議会の運営に関する申し合わせ事項」を決定

11. パワーポイントの活用 (平成 28 年 5 月 16 日 議会運営委員会協議事項)

一般質問や討論などの際、主旨などをよりわかりやすく伝えることができるよう、パワーポイントの活用を検討する。

平成 28 年 8 月 18 日、10 月 17 日、議会運営委員会にて協議
平成 28 年 12 月 16 日 議会運営委員会にて「パワーポイント活用の運用基準」を決定
平成 29 年 3 月定例会 一般質問から試行的に導入 3 名の議員がパワーポイントを活用し一般質問を実施